

東京都

産業廃棄物処分業許可証 第13-20-003982号

許可の年月日	平成27年 9月 6日
許可の有効年月日	平成32年 9月 5日
1. 事業の範囲	(1) 業の区分：処分（中間処理） (2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類 ア 破 砕 ：廃プラスチック類（廃粉末消火器を除く）、木くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず（廃蛍光灯を除く）、がれき類 (以上4種類) イ 圧 縮 ：金属くず（廃蛍光灯及び廃粉末消火器を除く） (以上1種類) 圧縮梱包 ：廃プラスチック類（廃粉末消火器を除く）、紙くず、繊維くず (以上3種類)
2. 事業の用に供する施設（施設詳細は裏面）	住所： 江東区新砂三丁目11番31号
3. 許可の条件	(1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。 (2) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。
4. 許可の更新・変更の状況	平成22年 9月 6日 新規許可 平成27年 9月 6日 更新許可 第1回
5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無	無

産廃エキスパート 中間処理業 認定番号：1-15-C0085

事業の用に供する施設

住所： 江東区新砂三丁目11番31号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 砕	廃プラスチック類	240(t/日)	-----	平成22年7月14日	産施 329号	平成22年7月5日
破 砕	木くず	240(t/日)	-----	平成22年7月14日	産施 330号	平成22年7月5日
破 砕	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	1,224(t/日)	-----	平成22年7月14日		
破 砕	がれき類	1,111(t/日)	-----	平成22年7月14日	産施 330号	平成22年7月5日
圧 縮	金属くず	145.6(t/日)	-----	平成22年7月14日		
圧縮梱包	廃プラスチック類	542.4(t/日)	434.4(t/日)	平成22年7月14日		
	紙くず	367.2(t/日)				
	繊維くず	285.6(t/日)				
圧縮梱包	廃プラスチック類	542.4(t/日)	434.4(t/日)	平成22年7月14日		
	紙くず	367.2(t/日)				
	繊維くず	285.6(t/日)				

(以下余白)